

入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市長が発注する建設工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（公有財産に係る契約を除く。以下同じ。）に係る入札過程、契約内容その他の入札及び契約に係る情報（以下「入札契約情報」という。）の公表に関して、透明性の確保及び公正な競争入札の確保を目的とし、必要な事項を定める。

(入札過程の公表)

第2条 入札過程を公表する対象は、競争入札に付した事業とする。

2 入札過程の公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業名称及び事業場所
- (2) 開札執行日及び開札場所
- (3) 佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日制定）第6条第3項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合における当該資格
- (4) 一般競争入札における入札参加者の商号又は名称並びに当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (5) 指名競争入札における入札参加者の商号又は名称及び指名した理由
- (6) 予定価格
- (7) 低入札調査基準価格を設定した場合の低入札調査基準価格
- (8) 最低制限価格を設定した場合の最低制限価格
- (9) 入札者の入札金額
- (10) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (11) 低入札調査基準価格を設定した場合において、最低の価格をもって申込みした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者としたときは、その者を落札者とした理由
- (12) 総合評価一般競争入札を行った場合の落札者決定基準
- (13) 総合評価一般競争入札を行った場合の落札者決定理由

(契約内容の公表)

第3条 契約内容を公表する対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える建設工事に係る業務委託
- (3) 前2号のほか、競争入札に付した事業

2 契約内容の公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地又は住所
- (2) 事業名称、事業場所、事業種別及び概要（ただし、前項第3号に係る事業については、概要を除く。）
- (3) 事業着手の時期及び事業完了の時期
- (4) 契約金額

3 前項に規定するほか、第1項第1号及び第2号に係る事業のうち、随意契約により契約締結したものは、契約の相手方を選定した理由を併せて公表するものとする。

(変更契約の内容の公表)

第4条 前条第1項に規定する事業について、契約の変更をしたときは、次の各号の内容を公表する。

- (1) 事業名称及び事業場所
- (2) 事業着手の時期及び事業完了の時期
- (3) 契約金額
- (4) 変更の概要及び変更の理由

(公表の方法)

第5条 入札契約情報の公表は、次の各号に掲げる書式により、佐倉市ホームページへの掲載及び佐倉市市政資料室における閲覧に供する方法で行う。

- (1) 第2条第2項各号(第5号及び第11号を除く。) 開札調書及び入札公告
- (2) 第2条第2項第5号 指名選定理由書(様式第1号)
- (3) 第2条第2項第11号 調査経緯表(様式第2号)
- (4) 第3条第2項各号 契約状況一覧(様式第3号)
- (5) 第3条第3項 随意契約内容書(様式第4号)
- (6) 第4条各号 設計変更理由書(様式第5号)

2 電子入札により執行した事業に係る入札契約情報の公表は、前項の規定にかかわらず、佐倉市ホームページへの掲載に代え、佐倉市電子入札システム運用基準(平成18年4月1日施行)に定める電子入札システムへの掲載により行うことができる。

(公表の時期及び期間)

第6条 入札契約情報の公表は、次の各号に定める日以降、できるだけ速やかに行うものとする。

- (1) 第2条第2項各号 開札日
- (2) 第3条第2項各号及び同条第3項 契約締結日
- (3) 第4条各号 変更契約締結日

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に係る予定価格は当該入札の公告日に、指名競争入札に係る予定価格は当該入札の通知日に、それぞれ入札公告又は予定価格公表調書(様式第6号)をもって公表するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格で、継続性又は反復性を伴う事業等のため、当該価格を公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、談合等不正行為の情報を受け、競争入札又は見積合せを取り止め、公正取引委員会又は警察署への報告等をした場合で、調査又は捜査資料となるときは、第3条又は第4条に規定する情報を公

表しないことができる。

5 入札契約情報の公表の期間は、公表年度の翌年度末日までとする。

(その他)

第7条 電話等の問い合わせによる公表は、これを行わないものとする。ただし、日刊新聞等の報道機関等の場合は、契約担当課長の承認のうえ、行うことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、入札結果等の公表に関する事務取扱要領(昭和57年7月1日制定)及び入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領(平成13年5月1日制定)は、廃止する。

附 則 (令和4年4月1日決裁 佐契第21号)

この要領は、決裁の日から施行する。